

コンストラクティヴィズムにおける

「規範の衝突」

——ボスニア内戦に対するドイツの対応を事例に——

阿部 悠 貴

はじめに

国際関係論におけるコンストラクティヴィズム（構成主義）の議論では、国家の政策は規範の影響を受けて形成されると論じられてきた。例えば人権弾圧は停止されるべきである、非人道的兵器は使用されるべきではないといったように、特定の規範に照らしてふさわしいと考えられる認識が国家の取るべき政策を形成するという理解を提示してきた。言うなれば、国際関係論の伝統的な見方であるネオリアリズムが国家の政策は物質的利益の最大化の追求によって決定されると論じてきたのに対し、コンストラクティヴィズムは規範をはじめとする非物質的要因の及ぼす影響に注目して議論を展開してきたのである。

しかし、規範とは社会に一つしかないわけではなく、無数に存在するものである。従って、ある規範に照らしてふさわしいと考えられる行動は、別の規範に取って必ずしもふさわしいとは限らず、異なる主張同士が衝突する事態も考えられよう。このようなふさわしさをめぐる対立に面した時、国家はいかなる行動を取るのだろうか。

そこで、本稿は「人道的介入」を事例にこの「規範の衝突」という問題について検討する。中でも冷戦終結後にバルカン半島で起きた、最も激化したボスニア内戦（一九九二―一九九五年）とこの時に見られたドイツの対応に注目して考察を進める。この内戦をめぐるドイツ国内の議論は興味深い事例を提示している。まずボスニア内戦が勃発した時、ドイツ政府はこの人道的惨状に「何か対応を取るべ

きである」という国内社会からの規範的圧力に面している。しかし実際に行動する段になると、今度は軍事力は「行使すべきではない」という議論が起こり、さらに周辺国が軍事介入を準備し始める、一国だけ軍事的関与を控えることで、国際協調を「乱すべきではない」という批判も起こっている。つまり「人道主義」、「反軍事主義」、そして「多国間主義」の規範が衝突し合う事態が見られたのである。このことはドイツの政策決定にいかなる影響を及ぼしたのであろうか。

本稿はこの問いを以下の手順で検討していく。第一節では本稿の問題の所在をコンストラクティヴィズムの既存研究から議論し、またボスニア内戦におけるドイツの対応を取り上げることがいかなる意義を有するのかについて述べる。第二節では本稿の分析枠組みを提示し、これをもとに第三節ではボスニア内戦をめぐってドイツ国内でいかなる議論が行われたのかを分析する。そして結論部分では全体を総括するとともに、そのインプリケーション、および課題について言及する。

一 問題の所在

(1) 人道的介入と「規範の衝突」

ネオリアリズムに基づく国際関係論の理解では、国家の行動は物質的要因をめぐる利害関係によって決定されると論じられてきた。つまり、アナキーという国際政治構造の下、国家は自らの生存の確保を目的とし、力を最大化すべく行動すると考えられてきた。こ

れに対しコンストラクティヴィズムは規範、理念などの非物質的要因がその行動を決定するという見解を提示してきた。すなわち、国家の行動は「利得計算」に基づく「結果の論理」によってではなく、規範といった社会的「ふさわしさ」を基準にした「適切性の論理」に従って決定されるという議論を展開してきたのである。⁽¹⁾

このことは「人道的介入」と呼ばれる「他国内部で起きる人道的な危機への軍事介入」という問題においても同様に議論されている。例えばフイネモア (Martha Finnemore) は介入が行われる理由を歴史的に追跡し、利益、地政学的要因に基づく利得計算よりも人道的な関心に大きく影響されてきたことを論じている。そして人道主義規範が広まっていくにつれ、この目的に沿った軍事力の使用が正統性を得るようになってきたことを指摘している。⁽²⁾

本稿はこのコンストラクティヴィズムの議論に則った上で、以下の疑問を提示してみたい。一つ目はこのような人道主義規範の役割に焦点を当て考えてみた場合、他の規範は重要性を失い、影響力を及ぼすことがないのかという疑問である。もちろん社会には多くの規範が存在しており、そのため、ある規範に従って取った行動が別の規範に抵触することも考えられる。例えば人道的惨状を無視すべきではないということが言われたとしても、実際に行動することは（武力行使の禁止といった）他のふさわしさの基準と衝突する事態も想定できよう。このことは国家の政策にいかなる影響を及ぼすのであろうか。

二つ目もし人道主義規範だけが主要な要因であるならば、なぜ

あらゆる人権侵害に対し進んで介入する政策が取られないのかという点である。つまりどこで人権侵害が起きようとも、躊躇なく軍事的に介入していく姿勢が取られる可能性が、少なくとも理論上考えられるということである。しかし、現実にはこのような極端な介入政策が取られることは稀であるように、たとえ人道主義規範が重要であるにしても、実際に国家がどのような政策を採用するかまでは特定できないのである。

これに見るように、規範的理由から介入が求められたとしても、その実施過程は決して単純ではないようである。そこでこれらの疑問を念頭に置き、以下ではより具体的な事例について考察してみたい。

(2) 事例選択

本稿では人道的介入における規範の衝突を考察するという目的から、複数の規範を外交政策において抱える国を事例として選択する。そこで、次のような特徴を持つドイツ外交に焦点を当ててみたい。その特徴の一つは軍事的関与に強い抵抗を示す「反軍事主義」規範である。これに関し、例えばバーガー (Thomas Berger) は第二次世界大戦での「問題多き過去からの教訓」を基盤に形成された軍事問題に距離を取る傾向と述べ、ダフィールド (John Duffield) は「平和に絶対的な価値を置く」特徴と捉えている。またランティス (Jeffrey Lantis) はドイツでは「軍事的な攻撃的姿勢を禁ずる傾向は……外交政策における強迫観念として広く根ざしている」と指摘しているように、一つの目立った特徴を見ることができ

そして二つ目の特徴は国際機構への強い帰属意識、その決定への忠実性を表した「多国間主義 (multilateralism)」である。この点も同じく第二次世界大戦の経験に関係しており、具体的にはドイツをヨーロッパ連合 (EU)、北大西洋条約機構 (NATO)、そして国際連合の枠組みの中に埋め込み、その決定に忠実であること (ナチス時代に国際協調から離脱した)「独り歩き (Alleingänge)」、つまり特有の道 (Sonderweg) の追求を回避⁽⁶⁾し、隣国の期待に沿うというものである。要するにドイツ自らの決定は個別の判断によって行われるのではなく、他国との関係、そして国際機構という多元的な枠組みの中で行われ、それによって国際社会におけるドイツの信頼性を確立することが、その外交政策のあるべき姿として認識されているというものである。この多国間主義も冷戦期において国内外の相互作用を通じて定着し、そして「ドイツ全体に広がり、その国家利益、戦略に埋め込まれている」とアンダーソン (Jeffrey Anderson) は述べている⁽⁷⁾。

これらの特徴は合わせて「シビリアン・パワー」と呼ばれることがある。例えばマウル (Hanns Maull) はこの概念を「多国間主義、制度形成、超国家的な統合を推進し、国際政治における軍事力使用を国内、国際規範によって抑制しようとする特定の外交政策アイデンティティ」と定義しているように、上の議論に呼応する点を確認できよう。このシビリアン・パワーの議論で強調されるもう一つの側面は「人権の重視・人道主義」である。それは反軍事主義、多国間主義を堅持するだけでなく、その基礎となる人権、法の尊重を

国際面においても推進するというものである。マウルと彼の共同研究者は、この点もドイツ外交の伝統の中で培われてきた特徴として⁹いる。話を整理するために、本稿ではこの人権の重視・人道主義をドイツ外交の三つ目の特徴として捉えたい。

このような先行研究を踏まえるならば、ドイツが人道的介入の事態に面した際、政策決定者は非常に難しい選択を迫られることになるのではないだろうか。つまりある惨状を前にすれば、人道的な理由から対応が求められるかもしれないが、実際に行動を取ることには反軍事主義規範に抵触し、その一方、自国だけが関与を控え、具体的な対応は他国に任せるのであれば、多国籍主義規範から批判を招くことになろう。従って、介入をめぐって規範同士が衝突する状況が生じると考えられる。

この点においてボスニア内戦へのドイツの対応は有益なテストケースを提供してくれる。単にこの紛争が冷戦後のヨーロッパで最初に起きた安全保障問題であるため、ドイツにとっても前例がなく、非常に大きなインパクトを持ったというだけではなく、当時のドイツでは連邦軍をNATOの域外に派兵することは違憲と考えられていた。それ故、この内戦においてドイツの対応を見ることは、規範の衝突を検討する上で多くの示唆を有すると考える。

二 規範の衝突から国際機構の発展へ

ここまでの議論では、国家の政策は複数の、そして時に相矛盾する規範の中で決定されるため、規範の間で衝突が起きること、とり

わけ人道的介入のような事例においてこの問題が顕著になることを述べてきた。この問題は国家の政策決定にかなる影響を与えるのであろうか。そこで、ドイツのボスニア内戦への対応を事例に、以下の議論を提示してみたい。

まずなぜドイツがボスニア内戦に介入することになったのかについて検討してみると、その理由として、ドイツの物質的な利害が関係していたので介入は行われたというネオリアリズムに沿った説明が考えられる。しかし詳しく見てみると、(ドイツのみならず他の欧米諸国においても)この民族紛争の泥沼に巻き込まれることへの懸念、また旧共産圏の地に踏み入ること(10)でロシアを刺激することの危険性が表明されており、むしろこの視点から眺めるならば、不介入が最適な選択であったと言えそうである。にもかかわらず、なぜ介入が開始されたのかといえは、(次節でも考察するように)この内戦の危機的状況を見無視することに対する批判、対応を求める規範的圧力が重要な要因となっていたようである。つまりメディアを通じて伝わってくる惨状を目の当たりにし、何もしないでいることは社会的に「ふさわしくなく」、それ故、対応が開始されたという見解である。¹¹言い換えるならば、不介入を促す要因が整っていたにもかかわらず、現実には逆の対応が取られた点を説明するには、介入理由を規範要因に求めるコンストラクティヴィズムの理解を含める必要があるようである。

しかし具体的な対応となると、ドイツの政策決定はより複雑なものとなっている。すなわち内戦を停止させることが求められたとし

でも、ドイツが軍事的に関与することには反軍事主義の観点から強い抵抗が見られ、他方、他のヨーロッパ諸国が軍事介入を議論し始める中、一国だけ国際的活動に加わらないでいると、今度は多国間主義規範の観点から批判が投げかけられることになっている。この規範同士の衝突の結果、政策決定者は介入も不介入も取れない状況に陥っている。

対外政策上の規範の衝突に直面した政策決定者はどのような行動をとるのであろうか。本稿では、このような対外政策上の複数の規範同士のコンフリクトを抱えた政策決定者が、その矛盾の解消を国際機構の変革に求めることがあると考える。つまり本事例におけるドイツの場合には、国際機構の政策や制度の改革を主張することによって、周辺地域で起きる紛争への早期対応を可能にし、こうした介入・不介入をめぐる問題を回避する選択が生まれるのではないかと考えられる。

実際、ドイツではこの内戦終結後、NATOがその域外で起きる紛争の「予防」において主要な役割を果たすべきこと、そのための改革が必要であることが議論されるようになっていく。もちろんNATOが言及されるようになったのは軍事問題を専門にする国際組織であるからであろうが、問題となるのは、なぜドイツはそもそも共産主義諸国からの防衛を目的に形成された国際機構に、しかも自国から「離れた」地で起きる紛争に対応する役割を期待するようになったのかということである。その背景には人道的惨状への対応が求められるにしても、同時に反軍事主義、多国間主義も遵守するこ

とが求められており、この規範の衝突から紛争予防という理念に基づく役割をNATOに求めるようになったのではないだろうか。

従って、前節の「問題の所在」で述べた疑問点から検討するならば、もし人道主義という一つの規範のみが重要であったならば、ドイツはボスニア内戦への「介入」においても、またNATOの「改革」においても積極的な態度を示していたことも考えられる。しかし、現実には介入においては躊躇し、改革においてはその必要性を強く論じていたように、規範の衝突を考慮しない限りその政策を一貫して説明することはできないのである。また、人道主義規範が反軍事主義よりも優先されるようになった結果、ドイツでは新たな政策が形成されていったという道筋を描くことができるかもしれない。しかしそうであるならば、紛争予防よりもむしろ、軍事力行使に抵抗なく介入する政策が主張されるようになっていってしまうのではないか。換言すれば、人道的惨状への対応に加え、同時に反軍事主義も重要であると認識されているが故に、紛争予防という方針が模索されていったのではないかと考えられる。

理論的にこのことは何を意味しているのだろうか。これまでのコンストラクティヴィズムの議論では、単純化するならば、その多くがある特定の規範に注目し、それが単線的に拡散していく点に焦点が当てられてきた。例えば初期の研究では規範が国際的に広がっていく点⁽¹²⁾、またその過程における規範起業家・NGOの役割が注目され、その後、研究関心がアクターの規範受容プロセスに移り、⁽¹⁴⁾「学習」、⁽¹⁵⁾「社会的影響」、⁽¹⁶⁾「共同作業 (common practices)」といった

概念が提示されてきたが、共通して見られるのは規範の拡散・強化を直線上に描いたものであり、複数の規範を満たすことが求められる状況を考察するものではなかった。すなわち、Aという規範に加え、B、さらにはCといった規範も（その中身が矛盾するにもかかわらず）同時に遵守することが求められるケースに特化して検討されてきたわけではなかった。

もちろん規範同士の間隙に関する研究が皆無であったというわけではなく、例えば大矢根は異なる規範を主張し合うアクターの対立が、国際的制度化が高くなるほど調整されやすくなることを論じ、リッセ（Thomas Risse）は対立する規範を唱える者同士の「討議」を通じ、より普遍性の高い議論に結び付くことで解決が図られる点を論じている。⁽¹⁷⁾ただこれらの研究は異なる規範を持つ「アクター間」の対立に焦点が当てられており、本稿が議論している「同一アクター」の行動における規範の対立ではないため、そのまま適用することはできない。しかし、これらの研究が示す国際制度の発展が規範同士の対立の解決に貢献すること、またその対立する両者の間に共通項となる上位の規範・理念を見出すことで解決が図られる点は、(NATOという「国際機構」を紛争予防という「理念」に基づき発展させようとすることに着目する) 本稿の議論に有益な点を提供していると考えられる。

そこで、これまでの議論を以下の手順に従って検討してみたい。まずボスニア内戦に面した際にドイツ国内はどのような議論が行われたのか、具体的な行動に関してはいかなる意見が存在したのかに

ついて考察し、最終的にこの紛争を通じ、ドイツは冷戦後のNATOに何を期待するようになったのかを政策決定者の発言、世論調査などを渉猟し、その政治過程と関連付けながら明らかにしていく。特に発言というのは相手が持つている価値・規範に訴えて自身の見解を正当化する行為であるため、⁽¹⁸⁾この点を追うことで何が社会的にふさわしいと認識されていたのかを描き出されると考える。このことに注意を払いながら事例分析を行っていく。

三 ボスニア内戦におけるドイツの対応

(1) 人道的惨状への対応と軍事的関与

一九九一年六月のスロヴェニア、クロアチアの独立宣言、翌年三月のボスニアの独立宣言を機に旧ユーゴ連邦からの分離をめぐるそれぞれの内戦は勃発している。特にセルビア系、クロアチア系、ムスリム系住民の混在するボスニアでは民族浄化、ジェノサイドを伴う激しい内戦が生じている。これに対し、例えばドイツ連邦議会の議論において、与党キリスト教民主同盟(CDU)のコール(Helmut Kohl)首相は「とりわけ戦争での恐ろしい経験を有するドイツとしては、この事態に突き動かされる特別なものがある」と述べている。⁽¹⁹⁾実際、この紛争への懸念は国内でも広く共有されており、「政府が取り組むべき緊急の課題」として八五パーセントがボスニアでの紛争を挙げており、この「外国」でのニュースはドイツ「国内」で広く注目されていただけでなく、何か対応を取るべきことが求められていた。

またドイツはスロヴェニア、クロアチアの国家承認を強く主張し、一九九一年一二月に実際に行っているが、このことは国内からの圧力が無視できない状況にあった一例として広く議論されている。当時のドイツ国内では国境を明確化することで旧ユーゴ政府の攻撃は抑制されるという意見が支持されており、国家承認を行うことが強く唱えられていた。またコール自身、ドイツの早期承認に反対するミッテラン (François Mitterrand)・フランス大統領にこの国内圧力が無視できず、この方針を取らざるを得ないことを述べている。⁽²²⁾結果的にこの国家承認は民族間の対立を激化させたとして周辺諸国から非難されることになるが、その背景にはこの内戦に対する強い国内社会の関心が存在していたことは指摘できよう。

しかしこのような高い関心の反面、実際の行動となると、必然的に軍事的な関与が伴ったため、ドイツの活動はどこまで許容されるのかという問題が浮上している。当時の憲法解釈では、ドイツ連邦軍の活動は「NATO同盟国内」の範囲で、「防衛」のみに限定されるというもので、ボスニア内というNATOの域外に連邦軍を派兵することは違憲と考えられていた。加えて反軍事主義の観点からも反対論が顕在化している。例えばドイツがたとえ「国連傘下」であったも「戦闘行動」に参加することには旧西側で二パーセント、旧東側に至っては八パーセントの支持しか見られなかった。これに示されるように、軍事的関与は法的問題を提起しただけではなく、心理的に葛藤も引き起こす問題でもあったことが分かる。

従ってこの紛争をすぐに停止させることが期待され、また政策決

定者間でもそれが望ましいことと合意されているながら、具体的な対応となると連邦軍の派遣は認められるのか、軍事力行使は許容されるのかというジレンマがドイツ国内で引き起こされることになっている。

(2) 国内制約と国際的責任

ボスニア内戦が長期化し始めると軍事介入が国際的に議論されるようになり、それに合わせてドイツでもこの点を取り上げられている。これに関し野党社会民主党 (SPD) と同盟90・緑の党 (Bündnis 90/Grüne) は政府と全面的に衝突している。野党の見解は連邦軍の海外派兵は基本法の改正が必要で、かつその活動は平和維持活動に限定されるというものであった。例えば一九九二年一月のSPD党大会では国連下であっても軍事力行使を伴う平和執行活動には反対することを確認し、またSPD会派長のクローゼ (Hans-Ulrich Klose) が議会内で「軍事介入は常に問題が多く、……エスカレーションの危険性を伴う」と述べているように、⁽²⁵⁾軍事手段は紛争を激化させる誤った方法であると論じられていた。このような「国内」の議論の一方、コール政権が面したもう一つの問題はドイツの「国際」的責任であった。つまり他のNATO同盟国の軍事介入が議論する中、ドイツのみが国内でのコンセンサスが得られないために行動できず、国際的な批判を招く事態であった。もっともこのことは単なる圧力として機能しただけではなく、「多國間主義」外交の伝統から逸脱するという問題でもあり、コールは「ドイツの孤立は悲劇的なものとなるであろう。それ自体十分に悪

いものである。周りの世界はここ「ドイツ」で議論されていることなど理解してくれるわけがない」と述べ、この懸念を表明している。こうした国内での議論に面しつつも、政府は徐々に軍事的関与を広げざるを得なくなっている。まず、政府は一九九二年七月に（国連安全保障理事会決議第713、757号に基づき行われる）NATOと西欧同盟（WEU）による旧ユーゴへの経済制裁履行監視のために、アドリア海へ駆逐艦と偵察機三機の派遣を決定する。続いてこの任務が一九九三年に拡大され、ボスニア上空の飛行禁止区域監視が国連安保理決議第815、816号により含まれると、ドイツ政府は既に活動している自国兵、乗組員の継続参加に同意する。²⁷⁾

これらの決定に対して野党は連邦憲法裁判所に訴訟を行っている。特に一九九三年の活動では、飛行禁止区域への違反戦闘機に対し軍事力行使が許可されていたため、ドイツ連邦軍がこれに参加することは必然的に「防衛」の域を逸脱する可能性が含まれていた。その結果、野党のSPDはもちろんのこと、「与党」のジュニア・パートナーである自由民主党（FDP）が連名で政府を訴えるという異例の事態までもが引き起こされている。FDPは基本的に憲法を改正した上で、国連の平和維持活動に連邦軍が参加することには賛成であったが、それ以上の軍事活動に関しては見解が割れており、連立政権の解消も取り沙汰される程、議論は紛糾している。²⁸⁾

最終的にこの問題は司法判断に委ねられることになり、一九九四年七月に連邦憲法裁判所は基本法の第二四条はドイツの集団安全保障機構への加盟を許可しており、従って国外であっても連邦軍の活

動がその国際機構の下で行われるのであるならば、合憲であるとの声明を出している。²⁹⁾この判決をもって連邦軍の派兵問題は一応の終結を見るが、コール自身が後に「東西冷戦の終結後、連邦軍の役割は根本的に変わってしまった。統一ドイツに対する国際社会の期待は古いドイツに対するそれとは違うのである」と述べているように、³⁰⁾反軍事主義規範と多国間主義規範の自身が一致した時代から、齟齬が生じる環境へと変化し、規範の衝突が発生することになったのである。

(3) 冷戦後のNATOの役割に関するドイツの見解

一九九五年七月のボスニアでの「スレブレニツァの虐殺」を経た後、軍事介入への国際的な機運は高まり、八月末から三週間に亘る大規模な空爆がNATOによって行われている。これにより各民族勢力間の軍事的均衡が創出され、和平交渉が再開されることになり、最終的に一月には紛争終結のための Dayton 合意が締結されている。この時の軍事行動におけるドイツの関与は後方支援に限定されており、また紛争期間中ドイツは現地に部隊を駐留させることはなかったため、他のヨーロッパ諸国とは異なり自国兵士に死者は出なかった。しかし、もしそのような事態が起こっていたならば、政府は更に窮地に追い込まれていたであろう。

実際、連邦憲法裁判所の判決後であっても、また紛争終結後であっても、ドイツ連邦軍の海外派兵は依然として難しい問題として残ったようである。例えば世論調査の結果によれば、「国連の委託を受けた任務に、連邦軍は他国の軍隊同様、NATOの指揮下で何

の制限もなく参加する」という質問に対し、一九九二年には一八パーセントであった支持が、九六年には二九パーセントへと増えているものの、この数値を決して高いとは言えないように、ドイツ連邦軍の派兵は依然、規範の衝突を引き起こす問題であり続けたことが分かる。

その一方、当時の政策決定者の議論を包括的に追っていくと、一つの特徴を見ることが出来る。それはボスニア内戦後のヨーロッパ安全保障システムの再構築を「紛争予防」に関連付けて論じる傾向である。例えばリュエ (Volker Rühe) 国防相は「ヨーロッパの人々に合意されていることは紛争予防が優先されるということである」と述べ、またキンケル外相は「もしわれわれが政治的損害を被ることを避けたのであれば、平時を維持できる能力を内政、外交において確立しなければならない」と主張している。³² これらの発言が意味するのは、紛争が悪化すればするほど、その対応は困難になり、特にドイツにとっては人道的災害への対応、軍事活動への抵抗、そして国際的な軍事貢献の要請の板挟みになることから、紛争予防を可能にする国際的なメカニズムが必要であるということではないだろうか。つまりボスニア内戦後であっても、軍事的関与への支持が劇的に増加しているわけではないように、反軍事主義も依然として求められており、そうであるが故に危機管理のための制度形成を訴えるようになったのではないかと考えられる。

具体的にこの傾向は冷戦後のNATOに対するドイツの選好として体现されている。例えばリュエはヨーロッパ安全保障に関する

自身の論文の中で「旧」ユーゴスラヴィアのケースは地域的な危機を初期段階にて抑止する意志を持つことがいかに重要であるかを示しており、そのために「NATOは危機管理能力を持たなければならない」と主張し、またキンケル (Klaus Kinkel) も「NATOは集団防衛から危機管理、平和維持活動までの多様な任務に対応できるようにならなければならない」と述べている。³⁴ これに見るように冷戦後のNATOの新たな役割が具体的に言及されていたことが分かる。

確かに与党の保守系政党においては、この紛争を機にドイツ連邦軍の海外派兵を可能にしようとする意見がなかったわけではない。³⁵ ただ、そうではあるにしても、例えばリュエが連邦軍の域外派兵合憲判決が出た際に外交方針の主軸は「予防」であり、あくまで「軍事手段は最後の可能性である」と強調しているように、³⁷ 反軍事主義もなお社会的に「ふさわしい」と考えられている社会を前にしているからこそ、このような政策が採用されたと考えられる。従って、保守系政党の行動も反軍事主義規範の影響のもとにあり、複数の規範の影響を見なければ十分に説明できないのである。

事実、「NATOの変容とドイツ連邦軍の新しい方針には驚くべきほどの同時進行が見られる」と評されていたように、³⁸ ドイツはこれに合わせて自国の軍事改革も大きく進めている。例えば連邦軍は主要部隊と危機対応部隊に二分化され、後者に訓練、装備、人員の面で重点が置かれた改革が行われている。また第二次世界大戦後、ドイツは司令部の保有が禁じられていたが、これを機に危機対応活

動のための司令部が新たに創設されるなど、一九九四年から九五五年にかけて様々な改革が行われている。⁽³⁹⁾こうした選好は無から誕生するわけではなく、何らかの理念が存在して見られるものである。その役割を果たしたのが規範同士の衝突の結果として議論されるようになった紛争予防なのではないだろうか。

こうした紛争予防を基盤にした国際制度形成、そのためのNATO改革というに関しては、野党も類似した見解を持っていたようである。例えばSPDのシャープング(Rudolf Scharping)党首は「響きの良い言葉、ジェスチャー、人道支援だけではジェノサイドを止めることは出来ない」と言い、その一方で「社会民主党は平和主義政策の長い伝統に則る政党であり、……また一度も自国、他国に降りかかる戦争に参加したことはない政党である。……この理由から、紛争の予防と平和的仲介手段がわれわれの外交政策において絶対的に優先される」と主張している。⁽⁴⁰⁾すなわち、ジェノサイドへの対応と同時に「平和主義」に基づく伝統も堅持すべきであるが故に「予防的手段」の確立を唱えるのではないだろうか。

また緑の党はフィッシャー(Joschka Fischer)党首が述べたように、ボスニア内戦において「ネバー・アゲイン・アウシュビッツ」という人道危機への対応と、「ネバー・アゲイン・ウォー」という⁽⁴¹⁾軍事力行使への忌避の「根本的価値の対立」経験することになっている。確かに緑の党内部では軍事力使用をめぐる見解の相違がその後も継続することになるが、しかし興味深いのは、紛争予防、危機管理の役割をNATOに求める意見がこの時から出てきた点である。⁽⁴²⁾そも

そも緑の党は完全平和主義の立場から「NATO解体」を党是に掲げてきた政党である。では、なぜその政党が方針を転換し、この国際機構の活用を表明するようになったのかと言えば、ボスニア内戦で面した「根本的価値の対立」に関係していると考えるのは不思議なことではないであろう。

本稿はボスニア内戦を事例に、なぜドイツは冷戦終結後のNATOに、しかも他国内部の紛争に適切に対応するための改革を期待するようになったのかを検討してきた。これまで見てきたように、その政策決定者は単に人道規範が重要であるからこのような改革を主張していたのではなく、他の規範との両立を可能にするために唱えていたのである。この点において、ドイツの政策決定における規範の衝突を見る必要があると言えよう。

おわりに

本稿は異なる規範に応じることが同時に求められた際、国家はいかなる行動を取るのかという問いを考察してきた。具体的にはボスニア内戦に対するドイツの政策決定を事例に、たとえ人道主義に基づく規範的関心から対応が求められたとしても、(武力行使を控える)反軍事主義も守られるべきこと、また(他国と協力して軍事貢献を行う)多国間主義も守られるべきことが求められているため、規範が衝突し合うことを見てきた。そしてこのことがドイツという一国の選好において、冷戦後のNATOにその「域外」で起きる他国内戦に対応するための役割を求めようになっていったことを

考察してきた。すなわち、もし周辺地域での緊急事態に適切に対処できる体制が整っているならば、介入、不介入をめぐって生じる規範の衝突を回避できる可能性が高くなるため、政策決定者は国際機構の拡充を図ろうとするという議論である。

本稿の理論的インプリケーションをコンストラクティヴィズム研究に照らして検討してみたい。既存研究では主に、ある規範が台頭することで国家の政策は変化していくと論じられてきた。つまり遵守すべき規範が主要になることで、国家の政策、および国際機構の「変化」に通じていくという直線的な理解である。これに対し、本稿は国家が対外政策上で複数の（そして、相矛盾する）規範に応じる必要がある場合に、どのような行動をとるのかについて検討した。本事例の場合には、国家は、国際機構の政策と制度変化を求めることでその矛盾を解消しようとしたことが分かる。それは規範はいくつも存在しており、それぞれが依然として遵守されるべきものであるが故に、政策決定者はそれぞれを満たすべく国際制度を「変化」発展させようとするという考え方である。

この点から考えてみて、なぜ規範の衝突を見なければならぬのかについて言及してみたい。一見すると人道的規範に基づく関心からボスニア内戦への「介入」が行われ、その延長でNATOの「改革」も求められるようになったというロジックを立てることができるとは非常に躊躇していたドイツが、なぜNATOの改革となると熱心にその必要性を訴えていたのかという点を説明できないであろう。

そうではなく、介入をめぐって規範の衝突が起き、それを回避するために紛争予防という理念が展開されていき、国際制度を進展させようとする政策に通じていったのである。

加えて、この内戦への対応を経てドイツでは反軍事主義より、人道目的のための介入が支持されるようになったということも考えられる⁴⁸。もちろん規範とは常に一定ではなく、時とともに変化するので、この点を看過するわけではないが、問題となるのはこの考察対象の時期にどれくらい劇的に変化したのかである。先に引用した世論調査の結果に一定の留保が見られる点に加え、もし反軍事主義が下火になり、介入に対し完全な支持が得られるようになったのであれば、「紛争予防」という政策よりも無条件の「介入」が唱えられたとしてもおかしくはないであろう。つまり、人道主義が重視されるとしても、具体的にいかなる政策が採用されるかまでは予想できないのである。この意味において、本稿は一つの規範の影響を見るだけでは不十分で、複数の規範を同時に満たそうとする点を含めなければ、ドイツの行動を一貫して説明することができないことを論じてきた。

最後に本稿が何を「説明していないのか」について触れてみたい。本稿が説明しているのはボスニア内戦後のNATOに対するドイツの「選好」であり、その具体的改革ではない。もちろんのことドイツがNATOの全ての決定を行っているわけではない、それはあくまで加盟国の集団的な決定として行われるものである。従ってこの議論から言えるのはドイツがソ連消滅後のNATOに何を期待する

ようになったのかというその選好まづである。他の国でも同じ議論が当てはまるか、そしてNATOの決定に反映されていたのかを考察することは今後の課題としたい。しかし、人道的な惨状への対応を求めることが無条件の軍事力使用を推進しているわけではないように、どの国であったとしても、程度の差はあるにせよ、介入をめぐるジレンマが引き起こされるのではないだろうか。実際、他のNATO加盟国もドイツが求めたものに類似した考えを持ってこなかったのであれば、冷戦後のNATOに危機管理、紛争予防の役割を付与して改革を進めることはなかった上、イギリスやフランス、そしてアメリカにおいても、ボスニア内戦が引き起こした葛藤とNATOの改革の関連が示唆されているのは興味深い点である。本稿の考察は限定的ではあるものの、冷戦終結後のNATOの再構築に関する一つの視座を提示するのではないかと考える。

- (1) 「結果の論理」・「適切性の論理」については、例えばJ. G. March and J. P. Olsen, "The Institutional Dynamics of International Political Orders," *International Organization*, 52-4 (1998), pp. 943-969を参照。
- (2) M. Finnemore, *The Purpose of Intervention: Changing Beliefs about the Use of Force*, Ithaca: Cornell University, 2003.
- (3) T. U. Berger, *Cultures of Antimilitarism: National Security in Germany and Japan*, Baltimore, Md.: The Johns Hopkins University Press, 1998, p. 6.
- (4) J. S. Duffield, "Political Culture and State Behavior: Why Germany Confronts Neorealism," *International Organization*,

53-4 (1999), p. 780.

- (5) J. S. Lantini, "Rising to the Challenge: German Security Policy in the Post-Cold War Era," *German Politics and Society*, 14-2 (1996), p. 19.
- (6) Duffield, *op. cit.*, p. 781.
- (7) J. J. Anderson, "Hard Interests, Soft Power, and Germany's Changing Role in Europe," in P. J. Katzenstein (ed.), *Tamed Power: Germany in Europe*, Ithaca: Cornell University Press, 1997, p. 85.
- (8) H. W. Maull, "Germany and the Use of Force: Still a 'Civilian Power'?", *Survival*, 42-2 (2000), p. 56.
- (9) S. Harnisch and H. W. Maull (eds.), *Germany as a Civilian Power?: The Foreign Policy of the Berlin Republic*, Manchester: Manchester University Press, 2001.
- (10) 例えばJ. Gow, *Triumph of the Lack of Will: International Diplomacy and the Yugoslav War*, London: Hurst & Co. 1997; B. Simms, *Unfinest Hour: Britain and the Destruction of Bosnia*, London: the Penguin Press, 2002.
- (11) ナイン国内の議論に関しては例えばM. Libal, *Limits of Persuasion: Germany and the Yugoslav Crisis, 1991-1992*, London: Praeger, 1997を参照。
- (12) 以下、紙幅の都合で代表的なもののみ挙げる。M. Finnemore, *National Interests in International Society*, Ithaca: Cornell University Press, 1996.
- (13) T. Risse, S. C. Ropp and K. Sikkink, (eds) *The Power of Human Rights: International Norms and Domestic Change*, Cambridge: Cambridge University Press.
- (14) J. T. Checkel, "Why Comply? Social Learning and European Identity Change," *International Organization*, 55-3 (2001),

- pp. 553-588.
- (49) A. I. Johnston, "Treating International Institutions as Social Environments," *International Studies Quarterly*, 45-4 (2001), pp. 487-515.
- (50) E. Adler, "The Spread of Security Communities: Communities of Practice, Self-Restraint, and NATO's Post-Cold War Transformation," *European Journal of International Relations*, 14-2 (2008), pp. 195-230.
- (51) 大矢根聡「コンストラクティヴィズムの視座と分析——規範の衝突・調整の実証的分析へ——」『国際政治』第一四三号、二〇〇五年、一三六頁。T. Risse, "Let's Argue!: Communicative Action in World Politics," *International Organization*, 51-1 (2000), pp. 1-41.
- (52) 々の点に関する理論的議論はI. Hurd, *After Anarchy: Legitimacy and Power in the United Nations Security Council*, Princeton, N.J.: Princeton University Press, 2007 参照。
- (53) *Plenarprotokoll*, 12/37, 4 September 1991, S. 3019 (マーン連邦議会の速記録)。々の他、同様の見解は政党を問わず表明されているが紙幅の都合で割愛。
- (54) R. D. Asmus, "Germany's Geopolitical Maturation: Strategy and Public Opinion after the Wall," *Rand Issue Paper*, February, 1993, p. 4.
- (55) 紙幅の都合でLibal, *op. cit.*, 1997 の引用を省く。
- (56) S. Gregory, *French Defence Policy into the Twenty-First Century*, London: Macmillan Press, 2000, p. 59 及び引用。
- (57) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1984-1992*, K.G. Saur: München, 1993, S. 1095.
- (58) N. Philipp, *Bundeswehr-Auslandseinsätze als außen- und sicherheitspolitisches Problem des gesamten Deutschland*, Frankfurt am Main: Peter Lang, 1997, S. 120.
- (59) *Plenarprotokoll*, 12/219, 14 April 1994, S. 18910.
- (60) M. E. Smith, "Sending the Bundeswehr to the Balkans: the Domestic Politics of Reflexive Multilateralism," *German Politics and Society*, 14-4 (1996), pp. 57-58.
- (61) 例としてK. Longhurst, *Germany and the Use of Force: The Evolution of German Security Policy, 1990-2003*, Manchester: Manchester University Press, 2004, p. 67.
- (62) "Justizministerin schwächt Äußerung zur Koalition ab," *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 7 April 1993.
- (63) 詳細に関しては松浦一夫「マーン基本法と安全保障の再定義——連邦軍「NATO域外派兵」をめぐる憲法政策」成文堂、一九九八年、七二-七五頁。中村登志哉「マーン安全保障政策——平和主義と武力行使——」『藝社』二〇〇六年、一一六-一一三頁。岩間陽子「冷戦後のマーン安全保障政策」『新防衛論集』第二七巻第一号、一九九六年、四五-四七頁を参照。
- (64) *Plenarprotokoll*, 13/76, 6 Dezember 1995, S. 6632.
- (65) *Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1993-1997*, K.G. Saur: München, 1997, S. 1143.
- (66) 傍点追加 *Plenarprotokoll*, 12/240, 22 Juli 1994, S. 21186.
- (67) K. Kinkel, *Verantwortung, Realismus, Zukunftssicherung: Deutsche Außenpolitik in einer sich Neu Ordnenen Welt*, Bonn: Auswärtiges Amt, Referat Öffentlichkeitsarbeit, 1993, S. 9-10.
- (68) V. Rühle, "Shaping Euro-Atlantic Politics: A Grand Strategy for a New Era," *Survival*, 35-2 (1993), p. 136.
- (69) M. Meimeth, "Germany," in M. Bremner (ed.), *NATO and Collective Security*, Basingstoke: Macmillan, 1997, p. 95.
- (70) B. C. Rathbun, *Partisan Interventions: European Party Politics and Peace Enforcement in the Balkans*, Ithaca: Cornell University Press, 2004, pp. 90-92.

- (37) Kinkel *op.cit.*
- (38) M. Martin und P. Schäfer, „Militärische Dimensionen der Neuen Deutschen Außenpolitik“, *Blätter für Deutsche und Internationale Politik*, 10, 1993, S.1193.
- (39) この点の詳細については R. Baumann, “German Security Policy within NATO,” in Volker Rittberger (ed.), *German Foreign Policy since Unification: Theories and Case Studies*, Manchester: Manchester University Press, 2001, pp. 155–56 参照。
- (40) *Plenarprotokoll*, 13/76, 6 Dezember 1995, S. 6635.
- (41) フォックスジャーナルのインタビューが収録された „Das wäre blutiger Zynismus“, *Der Spiegel*, Vol. 34, 21 August 1995, S. 29 を参照。
- (42) 例えは Longhurst, *op.cit.* を参照。
- (43) 例えは岩間、前掲論文、中村、前掲書、森井裕一「ドイツ外交における同盟と統合——シミュレーター政権を中心として——」『国際政治』第一四〇号、二〇〇五年、一—一八頁。
- (44) 例えはイギリスに関しては Simms, *op.cit.*, フランスに関して ⁴⁵André Mazon, *France, NATO and the Limits of Independence 1981–97: The Politics of Ambivalence*. London: Macmillan Press, 2000, アメリカに関しては Strobe Talbott, “Why NATO Should Grow,” *New York Review of Books*, 10 August, 1995, pp. 27–30 を参照。
- 〔付記〕 本稿は日本国際政治学会二〇一一年度研究大会政策決定分科会に提出した原稿を大幅に改定したものである。その際コメントを下さった上村直樹先生、我部政明先生、また別の機会にコメントを下さった岡垣知子先生、ならびに二名の匿名査読者に感謝申し上げます。

(あへ) ゆうき (ドイツ日本研究所)